# 北播磨総合医療センター企業団職員賞罰審査委員会規程

（平成２５年４月１日
企業管理規程第４号）

（設置）

第１条　職員の賞罰に関し、その公正な運営を図るため、北播磨総合医療センター企業団職員賞罰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、企業長が任命又は委嘱する委員６人以内をもって組織する。

２　委員会に、委員のうちから企業長が指名する委員長及び副委員長１人を置く。

３　委員長は、委員会を統括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

５　委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（所掌事務）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審査し、その意見を企業長に具申する。

(1)　職員の表彰事案について、当該事案が表彰に値するか否か及びその表彰の方法、程度に関すること。

(2)　職員の懲戒事案について、当該事案が地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条の規定に該当するか否か及びその懲戒の方法、程度に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、表彰又は懲戒に関し必要なこと。

（議決）

第４条　委員会の議事は、出席委員の３分の２以上の数で決する。

（関係者の出席等）

第５条　委員長が必要と認めるときは、本人の弁明を徴し、又は関係者の意見を聴くことができる。

２　委員は、自己又はその配偶者及び３親等内の親族に関する事案の会議に出席することはできない。

（委任）

第６条　この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。